

特産果実のブランド化促進に向けた販売促進・情報発信業務
企画提案競技実施要領

1 目的

この要領は、特産果実のブランド化促進に向けた販売促進・情報発信業務委託に関する企画提案競技の実施について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

- (1) 業務名 特産果実のブランド化促進に向けた販売促進・情報発信業務
- (2) 仕様書 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで
- (4) 委託料 3,560千円（消費税込み）以内
※委託料には、委託業務に係る全ての経費を含む。

3 参加資格及び方法

(1) 企画提案競技に参加できる者

次に掲げる条件を全て満たすこと。

- ①国内に営業拠点を有する団体であること。
- ②事業目的の達成及び事業の遂行に必要な経営基盤を有し、組織運営のための定款、規約等が定められており、事業の実施を見込める団体であること。
- ③特定の宗教活動や政治活動を実施していないこと。
- ④暴力団若しくは暴力団の統制下にある団体でないこと。
- ⑤物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（令和3年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(2) 参加方法

特産果実のブランド化促進に向けた販売促進・情報発信業務企画提案競技参加申込書（別紙様式）を令和6年5月24日（金）17時まで（必着）に提出すること。

なお、郵送、ファクシミリ、電子メール、いずれの場合も、到着確認を行うこと。

4 企画提案書等の提出について

令和6年5月31日（金）17時まで（必着）に、企画提案書を7部及び見積書を1部、印刷の上提出すること。

(1) 企画提案書

- ①仕上りをA4サイズとする。縦使い・横使いは問わない。
- ②記載が必要な事項は以下のとおりとする。
 - ア 青森県産特産果実の販売促進について
仕様書3（1）について、販売促進を行う際の考え方（展開案・課題）等を記載すること。
 - イ 青森県産特産果実の認知度向上の考え方

仕様書3（2）について、認知度向上を行う際の考え方（展開案・課題）等を記載すること。

ウ 企画案

仕様書3の各項目について、具体的な企画案を作成すること（様式任意）。なお、下記については記載を必須とする。

- ・仕様書3（1）①のサンプル提供・求評先候補について、5社以上例示（選定の考え方含む）
- ・仕様書3（1）②の試食販売イベントの実施店舗候補について、2か所以上例示（選定の考え方含む）、実施品目案及び日程案
- ・仕様書3（2）①の首都圏スイーツ店や飲食店候補について、3店舗以上例示（選定の考え方含む）、実施品目案及び日程案、インフルエンサー選定案
- ・仕様書3（2）②の情報発信を行う手段、メディア候補及び選定の考え方、発信内容、発信時期
- ・仕様書3（2）③のロゴマーク案の考え方、PRツールデザインの考え方、リーフレットの仕様

③実施体制

ア 業務を実施するための体制（社内及び連携する全ての会社、個人を含む）

イ スタッフ全員のプロフィール

④事業実施スケジュール

⑤実績

過去5年間に受託した同種又は類似の業務実績（官民間わない）

⑥その他特記事項

(2) 経費見積額

消費税を含めた金額で見積もること。

5 審査について

(1) 審査方法

企画提案競技は書類審査とする。

(2) 審査項目

①業務の理解度

②提案の具体性、効果、話題性（提案は具体的で説得力のあるものか、特産果実の販売促進・認知度向上につながる提案であるか、提案は社会に受け入れられ拡散性のあるものか）

ア サンプル提供・求評先候補

イ 試食販売イベントの実施店舗候補、実施品目案及び日程案

ウ 商品・メニューを創作販売する首都圏スイーツ店や飲食店候補、実施品目案及び日程案、選定するインフルエンサー案

エ 情報発信を行う手段、メディア候補、発信内容、発信時期等

オ ロゴマーク案の考え方、PRツールデザインの考え方、リーフレットの仕様内容

③実施体制の妥当性

(本業務を実施するための体制及びスタッフの構成は適正か、提案内容の実績とノウハウを有しているか)

④提案の計画性 (業務を実施するにあたり無理のない作業スケジュールであるか)

⑤積算の妥当性

(3) 選定方法

上記5 (2) の項目について採点し、評価が最も高い提案者を選定する。ただし提出されたすべての提案の内容について、契約の目的を十分に達成できないものであると判断したときは、事業者を選定しない場合がある。

(4) 審査結果の通知

- ・企画提案競技参加者に速やかに審査結果を通知する。
- ・審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 質問事項について

企画提案競技に関する質問は令和6年5月20日(月)17時まで(必着)にファクシミリ、電子メールで受け付け、令和6年5月22日(水)までに質問者と企画提案競技参加申込者全員に回答するほか、回答通知後から参加申込期限までに申込みのあった企画提案競技参加者に対しても質問内容及び回答を通知する。

なお、質問提出者は、到着確認を行うこと。

7 スケジュール

5月13日(月)	公示
5月20日(月)	質問受付期限
5月22日(水)	質問に対する回答
5月24日(金)	参加申込書提出期限
5月31日(金)	企画提案書提出期限
6月3日(月)～4日(火)	書面審査
6月6日(木)	審査結果通知
6月上旬以降	委託候補先との打合せ、契約締結

8 その他

- (1) 企画提案競技に係る一切の費用は参加者が負担することし、企画提案書などの提出資料は返却しない。
- (2) 提出期限までに企画提案書が届かなかった場合は、いかなる理由をもっても企画提案競技に参加できない。
- (3) 企画提案書の差替え及び再提出、記載内容の変更は原則として認めない。
- (4) 提案数は、1社1案とする。

9 問合せ先、参加申込書・質問・企画提案書の提出先

〒030-8570

青森市長島一丁目1-1

青森県農林水産部食ブランド・流通推進課 ブランド推進グループ

電話 017-734-9573 (直通)

FAX 017-734-8086

メール brand@pref.aomori.lg.jp